

用語の定義比較表(その1)

自治体 名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例	多摩市(148,021人) 自治基本条例	日進市(80,972人) 自治基本条例	伊賀市(100,800人) 自治基本条例
施行日	—	平成19年4月1日	平成16年8月1日	平成19年10月1日	平成16年12月24日
自治等	(市民自治) 市民自治とは、まちをよくするために、自分たちで考え、決定に関与し、行動していくことをいいます。具体的には、まちをよくすることに興味や関心を持つこと、友人や近所の人と意見交換をすること、市長や市会議員や町会長などを選出すること、町内会やNPOでまちづくり活動を応援したり参加したりすることなどです。	(自治) 市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。	(私たちのまちの自治) まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。	(市民自治活動) 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。	(自治) 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。
自治体 名称	川口市(514,895人) 自治基本条例	岐阜市(421,371人) 住民自治基本条例			
施行日	平成21年4月1日	平成19年4月1日			
自治等	(自治) 市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。	(住民自治) 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。			

用語の定義比較表(その2)

自治体 名称 施行日	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例 -	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例 平成21年4月1日	飯田市(105,884人) 自治基本条例 平成19年4月1日	岐阜市(421,371人) 住民自治基本条例 平成19年4月1日	平塚市(260,349人) 自治基本条例 平成18年10月1日
まちづくり 等	(まちづくり) まちづくりとは、かたちとして目に見えるもの(道路・建物・下水道・公園・広場など)や、かたちとして目に見えないもの(伝統・文化・歴史・産業・教育・自然・人と人のつながり・心と心のふれあいなど)、市民の暮らしを支える全てのものにより良くしていく持続的な活動をいいます。	(公共的活動) 市民が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動をいう。	(まちづくり) 「ムトス」の言葉に象徴される、まちを活気のある明るく住みよくするための事業や活動を総称します。	(まちづくり) 市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものとするための取組をいう。	(まちづくり) 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
自治体 名称 施行日	札幌市(1,904,278人) 自治基本条例 平成19年4月1日	柏崎市(94,648人) 市民参加のまちづくり基本条例 平成15年10月1日			
まちづくり 等	(まちづくり) 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。	(まちづくり) 住み良いまち・豊かな地域社会をつくるための道路、公園、建物などの空間の創造と、その空間において展開される文化、環境、自然などに配慮した市民のための暮らしの創造をいう。			

用語の定義比較表(その3)

自治体 名称 施行日	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例 -	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例 平成17年10月1日	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例 平成21年4月1日	流山市(160,183人) 自治基本条例 平成21年4月1日	
市民等	<p>(市民) 市民とは、まちづくりの担い手として、「一宮市に属しているという意識を持っている者」で、具体的には市内に住所を持っている者、学生などの住民票を有しないが市内に居住する者、市内で就業する者、市内で就学する者、市内で活動する者、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体をいいます。</p> <p>(地域活動団体) 地域活動団体とは、地域に根ざし、地域の公共の利益を図ろうとする住民のグループで、具体的には町内会、女性の会、老人会、子供会、連区町会長会など、地域の諸課題の解決に取り組む団体をいいます。</p>	<p>(NPO) NPOとは、「ハンディーを持つ人に社会進出の機会を提供しよう」、「ホテルが飛び交う小川を甦らせよう」などの、特定の公共的な目的やテーマを持ってつくられた非営利の民間組織(法人格の有無を問わない。公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など)をいいます。</p> <p>(活動団体) 活動団体とは、まちづくりのために活動するすべての組織で、具体的には地域活動団体、NPOをはじめ、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体などの総称をいいます。</p>	<p>(市民) この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。</p>	<p>(市民) 市内に住む人並びにそこで学び、及び働く人をいう。</p> <p>(地域活動団体) 地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。</p> <p>(非営利活動団体) 自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせず活動する団体(前号に定めるものを除く。)をいう。</p> <p>(事業者) 市内において事業活動を行う企業その他の団体(前2号に定めるものを除く。)をいう。</p>	<p>(市民) 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。</p> <p>(市民等) 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいいます。</p>
自治体 名称 施行日	飯田市(105,884人) 自治基本条例 平成19年4月1日	愛川町(43,643人) 自治基本条例 平成16年9月1日	大東市(128,348人) 自治基本条例 平成18年4月1日	秩父市(70,776人) まちづくり基本条例 平成17年5月24日	
市民等	<p>(市民) 市内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。</p> <p>(市民組織) 市民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し多様な活動を行う組織をいいます。</p> <p>(事業者) 市内で、事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。</p>	<p>(町民) 本町の区域内に住所を有する者をいう。</p> <p>(町民等) ア 本町の区域内に事務所又は事業所を有するもの イ 本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ウ 本町の区域内に存する学校等に在学する者 エ 本町に対する権利又は義務を有するもの</p>	<p>(市民) 市内で在住、在勤または在学する者をいう。</p> <p>(事業者) 市内で事業活動を行う者をいう。</p>	<p>(市民) 市民とは市内に居住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。</p> <p>(コミュニティ) コミュニティとは、自主性と責任を自覚した市民で構成される、地域社会の多様な集団及び組織をいう。</p>	<p>(市民) 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。</p>
自治体 名称 施行日	草加市(242,132人) みんなでまちづくり自治基本条例 平成16年10月1日	九重町(11,065人) まちづくり基本条例 平成17年2月1日			
市民等	<p>(市民) 草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。</p>	<p>(住民) 原則として九重町に住み・働き・学ぶ全ての人、納税者及び事業者をいう。</p> <p>(事業者) 一定の目的と計画に基づいて経営する経済的活動をする者をいう。</p> <p>(まちづくり活動団体) 自発的・自立的な、地域別・テーマ別のまちづくり活動を行う人で構成された非営利的集団をいう。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>◎市民概念の多様性</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を持っている者 ②市内に居住する者 ③市内で就業する者 ④市内で就学する者 ⑤市内に事務所を有する法人その他の団体 ⑥市内で活動する法人その他の団体 ⑦市内で活動する者 ⑧利害関係を有する人や団体 </div>		